河川の名称　大保川
工事等の区間
上流端　沖縄県国頭郡大宜味村字饒波杣山千三百二十一番地先
下流端　左岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港南風原千三百八番地先
右岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港南風原千二百八十番地先
工事等の種類　改良工事（沖縄北西部河川総合開発事業大保ダム建設工事）
工事等の完了の日　平成二十三年三月三十一日

○国土交通省告示第三百四十八号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四十条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏
名称　大保ダム
位置　左岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港南風原千三百五十七―二百九番地
右岸　沖縄県国頭郡大宜味村字田港南風原千三百五十七―百八十九番地
管理の開始の日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第三百四十九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を次のように改正する。

表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項中「財団法人飛鳥保存財団」を「財団法人古都飛鳥保存財団」に改め、「

奈良県	自転車道

」を「

奈良県	自転車道
	特別史跡平城宮跡保存整備施設

」に改める。

○国土交通省告示第三百五十号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営木曽三川公園の項中「各務原市」を「岐阜県各務原市」に改め、名鉄バス株式会社の項を削り、「桑名市」を「三重県桑名市」に改め、同表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会の項を削る。

○国土交通省告示第三百五十一号

港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、財団法人沿岸技術研究センターから確認業務を行う範囲を変更する旨の届出があったので、同法第五十六条の二の十七第二号の規定により次の通り公示する。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録確認機関の確認業務を行う範囲
日本全域（一　外郭施設、二　係留施設、三　道路及び橋梁、四　固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械、五　廃棄物埋立護岸、六　海浜、七　緑地及び広場）

二　変更しようとする日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第三百五十二号

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定により、大阪港、神戸港における特定外貿埠頭の管理運営を行う者をそれぞれ指定したので、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏
大阪港の指定会社
一　商　　号　大阪港埠頭株式会社
二　本店の所在地　大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号
神戸港の指定会社
一　商　　号　神戸港埠頭株式会社
二　本店の所在地　神戸市中央区浜辺通五丁目一番十四号

○国土交通省告示第三百五十三号

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第五条の規定に基づき、平成二十三年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏
平成二十三年度の空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示

平成二十三年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものは、次に掲げる工事とする。

一　滑走路、着陸帯、誘導路若しくは照明施設の改良又は空港用地の整備の工事のうち地震に対する安全性の向上を目的とする工事

二　滑走路の改良の工事のうち耐久性の向上を目的とする工事

○国土交通省告示第三百五十四号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二の規定に基づき、成田国際空港について次の区域を第一種区域として指定する。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏

次に示す区域のうち成田国際空港株式会社（千葉県成田市古込字古込一番地一）に備え置いて縦覧に供する図面に成田国際空港に係る第一種区域として示す部分

千葉県成田市大字新泉、同市大字十余三、同市大字堀之内、同市大字駒井野、同市大字取香、同市大字幡谷、同市大字小泉、同市大字成毛、同県山武郡芝山町大字岩山及び同町大字大里

備考　右の区域は、平成二十三年四月一日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第三百五十五号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成十三年三月十九日国土交通省告示第二百七十号（国土交通省の行政文書の管理に関する定め及び行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件）は廃止する。
平成二十三年四月一日
国土交通大臣　大畠　章宏
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館）国土交通省大臣官房広報課内